平成２２年（フ）第７３号
新潟県新潟市中央区信濃町21番20号　グレースハイツ101号
債務者　吉樂　大空
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
新潟市江南区城所１丁目３番31号
債務者　土田　真史
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３０号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸67番地２、住民票上の住所新潟市中央区女池５丁目３番16号
債務者　前田　啓之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
新潟市西区五十嵐東１丁目13番55号
債務者　前田　弘三
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２号
新潟市西区五十嵐東１丁目13番55号
債務者　前田　フサ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５５号
新潟市東区大形本町３丁目４番４号
債務者　高野　　昌
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
新潟市東区大形本町３丁目４番４号
債務者　高野セツ子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６９号
新潟市中央区関屋田町２丁目194番地　真柄荘103号
債務者　曽我　育美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
新潟県五泉市中川新1215番地
債務者　西脇　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５号
新潟市秋葉区小須戸3702番地、前住所新潟市秋葉区小須戸4316番地
債務者　渡辺　熊一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８０号
新潟市東区下場本町12番６号
債務者　渡邊　靖之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
新潟市西蒲区和納513番地15
債務者　清水　　努
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９７号
新潟市西区小針８丁目11番８号
債務者　岡嶋　芳枝
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４５号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１サンコーポラス港島1009号
債務者　市村千加子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９７号
兵庫県三木市自由が丘本町３丁目355番地
債務者　上田　一郎
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９８号
兵庫県三木市自由が丘本町３丁目355番地
債務者　上田　雪美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２８号
神戸市垂水区西舞子９丁目13番56号
債務者　北谷　文子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４８号
神戸市兵庫区石井町１丁目４番18―801号
債務者　大石こと　山口　朱美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部